

春季火災予防運動

実施期間
2025年

4月9日(水)～22日(火)

令和7年度山形県林野火災予防統一標語

「火事一瞬 火をつけないで 気をつけて」

2024年 最上管内の火災発生状況



2024年の最上管内の火災発生件数は、2023年より3件増加し、29件でした。その中でも、建物火災が約半数を占めています。今後も火の取扱いに注意し、火災の予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすい物を置かない
3. こんろを使う時は火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。

対策

1. ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 寝具・衣類およびカーテンは、防災品を使用する
4. 消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. 避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 地域ぐるみの防火対策を行う

林野火災に注意しましょう

例年4月・5月に林野火災が多く発生する傾向があります。

林野火災から貴重な人命や財産を守るため、林野での火気の取り扱いには十分注意しましょう。

また、一部の例外を除き、野焼きを行うことは法律で禁止されています。絶対に野焼きをしないでください。



住宅用火災警報器を設置しましょう！



【住宅用火災警報器の設置状況(令和6年6月1日現在)】

全国 84.5% 山形県 84.4% 最上地区 75.0%

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災警報器の設置がまだの場合は至急設置しましょう。

〈住宅用火災警報器の重要性・効果〉

また、消防庁において、住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、**死者数と損害額は半減、焼損床面積は約6割減**した結果となりました。

住宅用火災警報器の設置効果

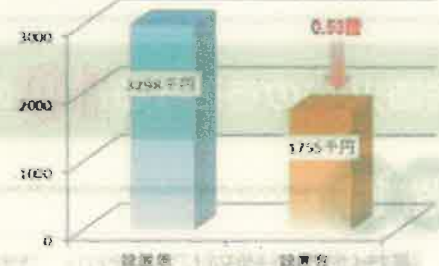
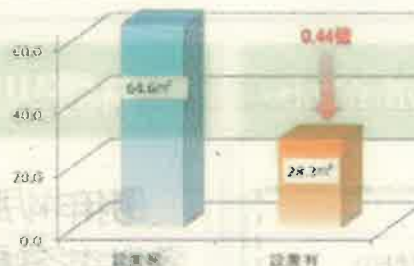
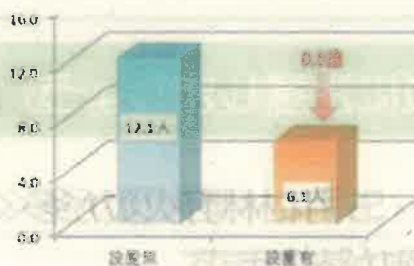
令和元年から令和3年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

(人/火災100件)

(㎡/火災1件)

(千円/火災1件)



＜住宅火災100件当たりの死者数＞

＜焼損床面積＞

＜損害額＞

〈設置場所〉

住宅用火災警報器は、**基本的には、寝室と寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く)**に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

〈点検〉

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

出典：消防庁ホームページ (https://www.fdma.go.jp/relocation/html/iife/yobou_contents/qa/)

最上総合支庁総務課防災安全室

